

2024年6月4日

会員各位

PGMプロパティーズ株式会社

大多喜カントリークラブ

支配人 木津 英世

会則一部変更のお知らせ

謹啓 初夏の候、会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は大多喜カントリークラブに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、会則を下記のとおり一部変更させていただくこととなりましたので、本書をもってお知らせいたします。なお、会則一部変更の内容および変更の効力発生日につきましては、以下に記載いたしましたので、ご確認いただけますようお願い申し上げます。

ご理解賜り、今後ともご愛顧の程、何卒よろしくようお願い申し上げます。

謹白

記

1. ゴルフ場利用税の表記変更に伴う会則一部変更

現在、当クラブの会則別紙4「会員プレー料金」にはゴルフ場利用税は650円と表示しております。しかしながら、ゴルフ場利用税は千葉県の県税であり、ホール数・ビジター利用料金等に基づき千葉県が定める等級により適用税率が決定されることから、ビジター利用料金の変動に伴いゴルフ場利用税も変動いたします。また、薄暮プレー利用時と通常の1ラウンドプレー利用時ではゴルフ場利用税が異なりますので、ゴルフ場利用税の会則への金額表示を止めてゴルフ場館内のフロント横に掲示の金額とさせていただきます。つきましては、2024年7月1日を効力発生日として会則別紙4のゴルフ場利用税の表示を「ゴルフ場館内フロント横に掲示し告知」に変更させていただき、表示のとおりゴルフ場館内フロント横に掲示することといたします。

2. 会則一部変更個所の詳細につきましては、会則別紙4の新旧対照表及び2024年7月1日付変更後の会則（会則本文は、会則第30条の改定施行日以外、変更ございません。）をクラブハウス内の掲示板に掲示および当社の親会社であるパシフィックゴルフマネジメント株式会社の公式ホームページ内当クラブページに開示いたしますので、内容をご確認下さいますようお願い申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせ先

〒298-0202 千葉県夷隅郡大多喜町下大多喜 2 4 1 9

大多喜カントリークラブ

会員課 電話 0470-82-3011